

大阪における 授業料無償化制度について



令和6年10月
大阪府教育庁私学課

【現在の大阪府私立高校等授業料無償化制度（平成22年度創設）】

- ◇ 家庭の経済的事情に関わらず自由に学校選択できる機会を保障する
- ◇ 公私の切磋琢磨による大阪の教育力の向上を図る

この制度趣旨をさらに推し進め

【無償化制度の拡充】

大阪のすべての子どもを対象に

- ◇ 所得や世帯の子どもの人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現
- ◇ 子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現

新たな大阪府授業料無償化制度のポイント

1. 対象の拡大

- ◇ 私立高校だけでなく、国公立高校も対象に追加
- ◇ 府内のみならず、府外の私立高校等に通う生徒にも対象を拡大

2. 所得制限の撤廃

- ◇ 現行制度で対象外となっている年収めやす910万円以上世帯まで対象を拡大

3. 保護者負担のない完全無償化

- ◇ 府の補助上限額を63万円に設定（全日・専各）
- ◇ 授業料63万円（年額）までは国の就学支援金とあわせて公費で負担し、それを超える授業料は私立高校等の協力により軽減することで、保護者負担をなくす

4. 段階的实施による制度移行

- ◇ 令和6年度の高校3年生から所得制限を撤廃し、段階的に適用範囲を拡大
令和8年度に全学年で新制度に移行。※R6,7は経過措置あり
(R6：高校3年生→R7：高校2年生及び3年生→R8：全学年)



保護者負担額について①

【府外全日制高校における令和6、7年度の場合】

- ・令和6年度の3年生。令和7年度の2年生・3年生が対象
- ・所得制限を撤廃し、世帯の子どもの人数に関係なく63万円を上限に授業料を支援
- ・63万円を超える授業料については、保護者負担

授業料 (年額)	世帯の 子ども の人数	年収（めやす）別の保護者負担額			
		590万円未満	590～800万円	800～910万円	910万円以上
63万円まで	全世帯 (世帯の子どもの 人数に関係なし)	無償 (府：授業料支援補助金 + 国：就学支援金)			
63万円を 超える分	全世帯 (世帯の子どもの 人数に関係なし)	保護者が負担			

保護者負担額について②

【府外通信制高校（単位制授業料）における令和6、7年度の場合】

- ・令和6年度の3年生、令和7年度の2年生・3年生が対象
- ・所得制限を撤廃し、世帯の子どもの人数に関係なく1単位あたり12,030円を上限に授業料を支援
- ・1単位あたり12,030円を超える授業料については、保護者負担※定額授業料の場合は、297,000円が上限

授業料	年収（めやす）別の保護者負担額		
	590万円未満	590～910万円	910万円以上
12,030円/単位 まで	無償 (府：授業料支援補助金 + 国：就学支援金)		
12,030円/単位 超過分	(授業料 - 12,030円/単位) を 保護者が負担		

保護者負担額について③

【府外全日制高校の令和8年度以降の場合】

- ・全学年が対象
- ・府の補助上限までを公費で負担し、それを超える授業料については、学校の協力により軽減し、保護者負担のない完全無償化を実現する。

授業料 (年額)	世帯の 子ども の人数	年収（めやす）別の保護者負担額			
		590万円未満	590～800万円	800～910万円	910万円以上
63万円まで	全世界帯 (世帯の子どもの 人数に関係なし)	無償 (府：授業料支援補助金 + 国：就学支援金)			
63万円を 超える分	全世界帯 (世帯の子どもの 人数に関係なし)	無償 (就学支援推進校による授業料軽減措置)			

保護者負担額について④

【府外通信制高校（単位制授業料）における令和8年度以降の場合】

- ・全学年が対象
- ・府の補助上限までを公費で負担し、それを超える授業料については、学校の協力により軽減し、保護者負担のない完全無償化を実現する。

授業料	年収（めやす）別の保護者負担額		
	590万円未満	590～910万円	910万円以上
<u>12,030円/単位</u> まで	<u>無償</u> (府：授業料支援補助金 + 国：就学支援金)		
<u>12,030円/単位</u> 超過分	<u>無償</u> (就学支援推進校による授業料軽減措置)		

※定額授業料の場合は、297,000円が上限

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金について①

【趣旨】

府授業料支援補助金は、生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、学校の設置者が実施する生徒の授業料を軽減する事業（補助事業）に対して補助を行います。

【受給要件】

1. 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等であること

○高等学校（全日制・定時制・通信制）、専修学校（高等課程）、各種学校（外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの等）など。

2. 大阪府の「就学支援推進校」に指定されていること

3. 生徒とその保護者が大阪府内に在住していること

※保護者等の一方が仕事・介護・入院等でやむを得ず府外に在住している場合や、生徒が進学を理由に府外に在住している場合などは例外的に対象となる。



大阪府私立高等学校等授業料支援補助金について②

【補助金の交付決定の取消事由について】

以下の場合、補助金の交付決定の全部又は一部の取り消し、または変更の事由に該当しますので、ご注意ください。

1. 法令、規則、要綱、補助金の決定内容、これに附した条件に違反した場合
2. 補助金を他の用途に使用した場合
3. 補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
4. 交付の決定後生じた事情の変化等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

【補助事業の執行状況に関する調査・報告への協力等】

- ◇ 補助金の交付を受けるにあたっては、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にしてください。
- ◇ 帳簿をはじめ補助事業に関する全ての関係書類の保存年限⇒事業完了の翌年度から10年間
- ◇ 補助事業の執行状況に関する調査又は報告については協力義務があります。
⇒府内私立高校等に対しては、3年に1回程度、補助金検査を実施しています。

就学支援推進校について

【就学支援推進校とは？】

- ◇ 生徒の就学支援のために、授業料負担の軽減を図るとともに、学校の特色・魅力づくりに積極的に取り組む私立高校等として、大阪府教育長が指定した私立高校等のことです。
- ◇ 大阪府授業料支援補助金は、就学支援推進校に指定された私立高校等に対して支給されます。
- ◇ 大阪府内の私立高校等における就学支援推進校への指定状況は、以下のとおりです。

（就学支援推進校の指定状況 [R6] ）

区分	校数
全日制高校	94校／95校
通信制高校	11校／13校
専修学校高等課程・各種学校	28校／33校

一覧は大阪府HPでも確認いただけます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/suishinkou_koukou.html

就学支援推進校について

- ◇ 大阪府外の私立高校等における就学支援推進校への指定状況は、以下のとおりです。
(就学支援推進校の指定状況 [R6])

区分	校数
全日制高校	13校
通信制高校	6校
専修学校高等課程・各種学校	6校

全日制：13校

【京都府】
京都西山高等学校

【兵庫県】
武庫川女子大学附属高等学校
百合学院高等学校

【奈良県】
智辯学園高等学校
智辯学園奈良カレッジ高等部

【和歌山県】
開智高等学校
近畿大学附属新宮高等学校
近畿大学附属和歌山高等学校
高野山高等学校
智辯学園和歌山高等学校
初芝橋本高等学校
和歌山信愛高等学校
りら創造芸術高等学校

通信制：6校

【滋賀県】
ECC学園高等学校

【京都府】
京都長尾谷高等学校

【兵庫県】
相生学院高等学校
第一学院高等学校 養父校

【和歌山県】
慶風高等学校
高野山高等学校

専修学校高等課程：5校

【京都府】
京都近畿情報高等専修学校

【兵庫県】
専修学校猪名川甲英高等学院
専修学校西宮甲英高等学院

【奈良県】
美芸学園高等専修学校

【和歌山県】
和歌山高等美容専門学校

各種学校：1校

【和歌山県】
新宮市医師会准看護学院

大阪府外校における制度参画の効果について①

■ 近畿 1 府 4 県の私立高校（全日制）の生徒数の推移（R4→R6）

令和4年度（①）	令和6年度（②）	増減（②-①）	伸び率（②÷①）
84,926 人	83,656 人	▲1,270人	98.5%

（各都道府県庁への調査に基づく）

生徒数は減少傾向

■ 就学支援推進校（全日制）の入学者数の推移（R5→R6）

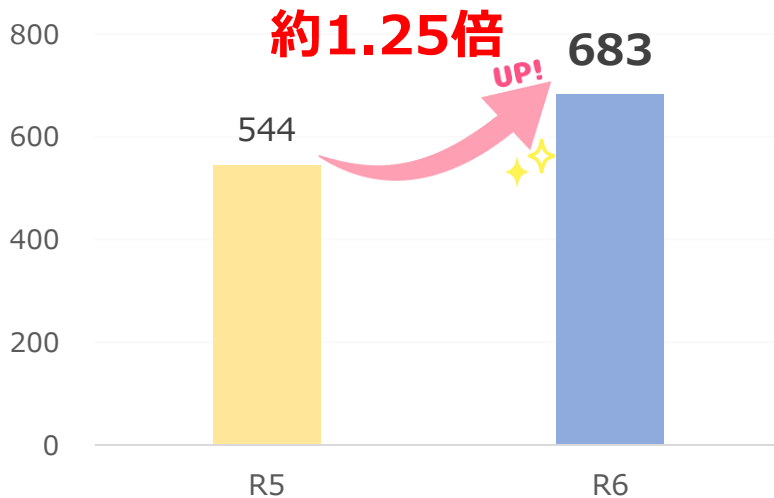
令和5年度（①）	令和6年度（②）	増減（②-①）	伸び率（②÷①）
1,624人	1,643人	+19人	101.2%

（就学支援推進校（全日制）全13校への調査に基づく）

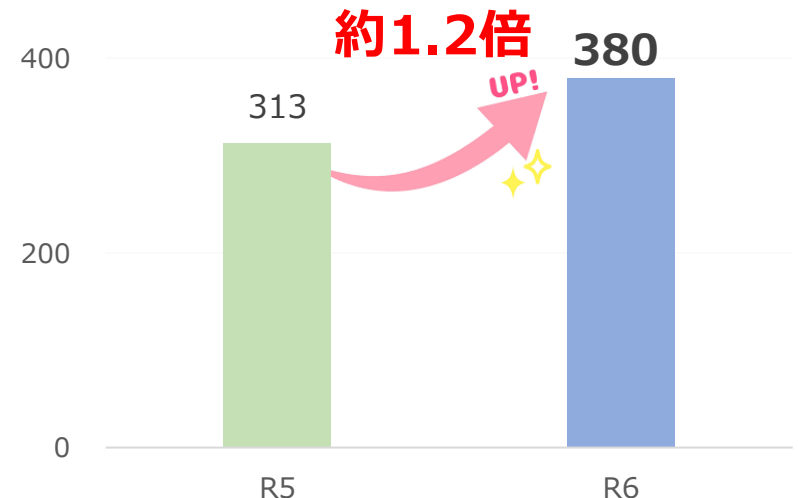
入学者数が微増

■ 就学支援推進校（全日制）における大阪府民の受験者数・入学者数の推移（R5→R6）

（就学支援推進校（全日制）全13校への調査に基づく）



大阪府民の受験者数

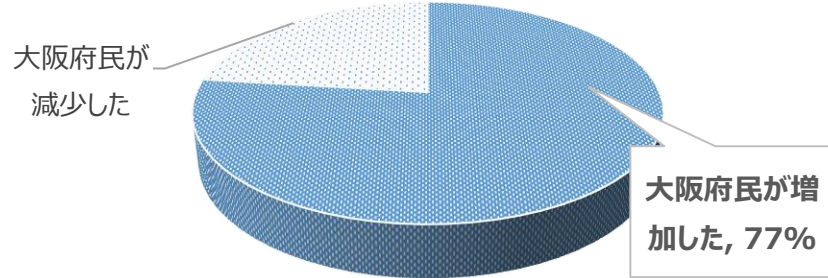


大阪府民の入学者数

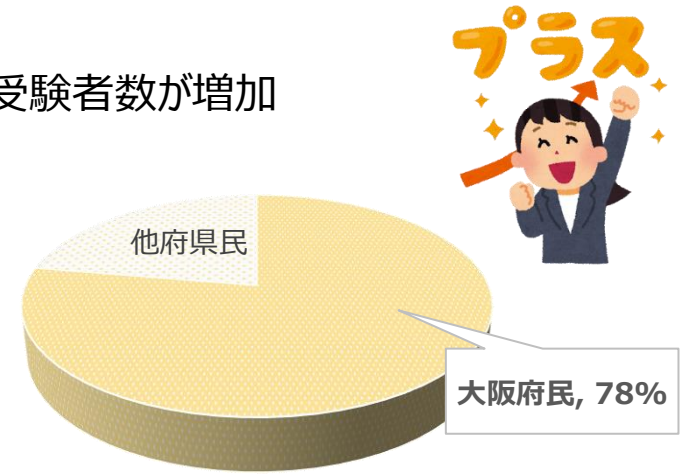
大阪府外校における制度参画の効果について②

■ 就学支援推進校（全日制）の受験者の傾向（R5→R6）

- 👉 制度に参画した大阪府外校13校のうち、10校で大阪府民の受験者数が増加
- 👉 増加した受験者数は179人。そのうち、139人が大阪府民。



大阪府民の受験者数が増減した学校の割合



増加した受験者数に占める大阪府民の割合



例えば、A校（全日制）の場合は制度参画によって・・・

○ 受験者数の推移（R5→R6）

令和5年度 (①)	令和6年度 (②)	増減 (②-①)	伸び率 (②÷①)
291人	376人	+85人	129.2%

(就学支援推進校（全日制）全13校への調査に基づく)

大阪府民に限ると・・・

○ 大阪府民の受験者数の推移（R5→R6）

令和5年度 (①)	令和6年度 (②)	増減 (②-①)	伸び率 (②÷①)
96人	140人	+44人	145.8%

(就学支援推進校（全日制）全13校への調査に基づく)

就学支援推進校から寄せられた主な意見

- 大阪府の受験生からの問合せや資料請求、説明会などへの参加者、受験者が増加した。
- 対象範囲が拡大される次年度以降は、より受験者・入学者の増加を実感できると思う。
- 現時点では、制度参画による影響はわからない。
- 事務が煩雑になった。

就学支援推進校の指定要件について

1. 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等であること

※高等学校（全日制・定時制・通信制）、専修学校（高等課程）、各種学校（外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの等）など。

2. 教育力の向上に向けたさらなる特色づくり、魅力づくり及び情報発信の取り組み

3. 入学者選抜における配慮

※所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に入学者選抜で不利な扱いをしないなど

4. 授業料等の納付が困難な生徒への適切な対応（大阪府内の学校のみ）

※徴収猶予や分納等。完全無償化の趣旨を踏まえ、保護者に一時的に授業料を負担させないことを追加予定。

5. 授業料等の設定

※府の補助上限（63万円）以下に授業料を設定するか、府の補助上限を超える授業料を設定する場合、63万円を超える部分について学校が減免等の措置を講じることで、保護者の負担軽減を行う。

6. 授業料等の改定にかかる事前協議の実施等

※改定理由は、原則、生徒の安心安全及び教育環境の充実を図るものとし、理事会で正式な議決を得る前に、府との事前協議が必要となります。

補助上限等について

【補助上限額】

63万円

※国の就学支援金を含む授業料の年額
※全日・専各の場合。

(補助上限の改正の経緯)

改正年度	補助上限額
H22	55万円
H23	58万円
H31 (R1)	60万円

【適用期間】

- ◇ 令和6年度から段階的に適用を開始し、5年間は据え置き（～R10）

【今後の改定ルール】

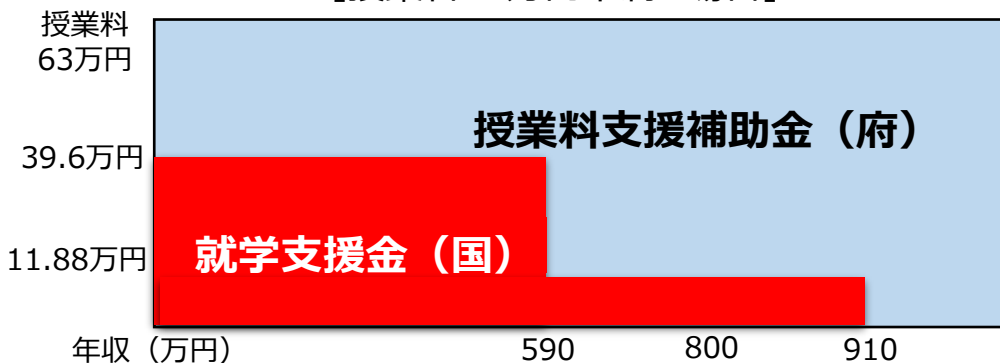
- ◇ 各私立高校の経費支出の状況や教育活動の状況などの諸要因をもとに、改正の必要性を検証。

【補助上限を超える授業料について】

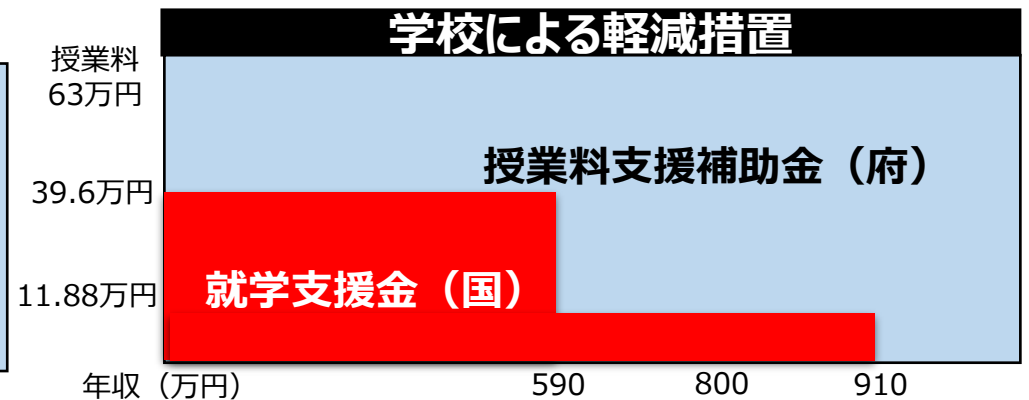
- ◇ 大阪府では、平成22年度の制度創設以降、府の補助上限までを公費で負担し、これを超える授業料を私立高校が軽減措置を講じる仕組みにより、無償化を実現してきました。
- ◇ 新制度においても、この仕組みを維持します。

(大阪府制度による授業料負担のイメージ図)

[授業料63万円未満の場合]



[授業料63万円以上の場合]



補助上限等について

☆通信制（単位制授業料の場合）

【補助上限額】

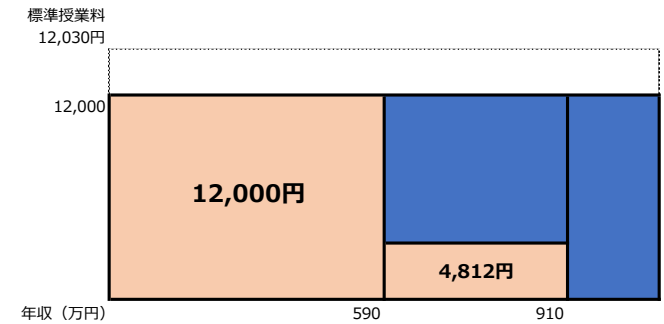
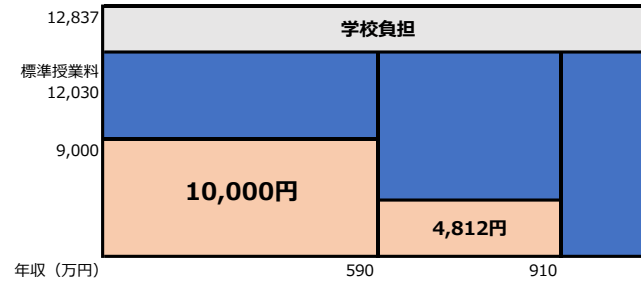
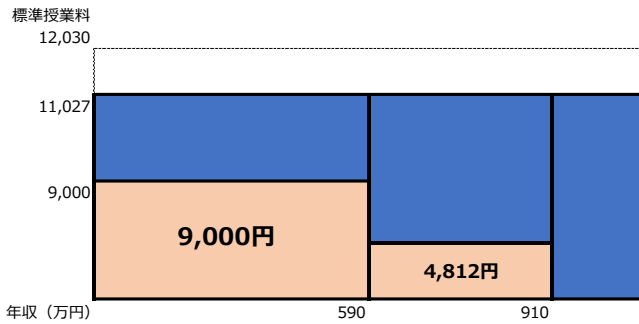
1単位あたり12,030円

(国) 就学支援金
 (府) 授業料支援補助金

1 単位あたり授業料：9,000円
1 単位あたり施設整備費：2,027円 の場合

1 単位あたり授業料：10,000円
1 単位あたり施設整備費：2,873円 の場合

1 単位あたり授業料：12,000円
1 単位あたり施設整備費：0円 の場合

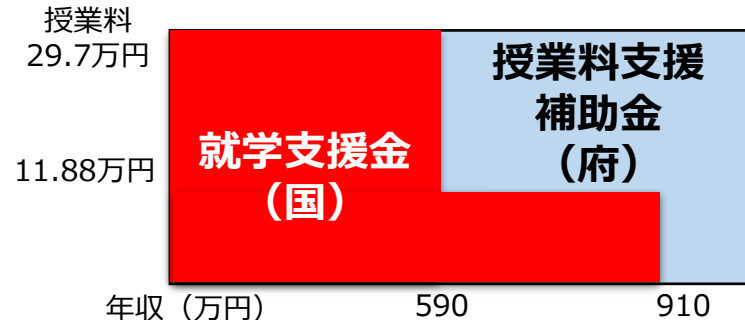


☆通信制（定額授業料の場合）

【補助上限額】

297,000円

[授業料29.7万円未満の場合]

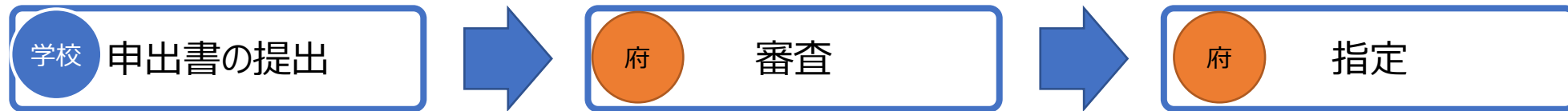


就学支援推進校の指定手続きについて

【指定手続】

- ◇ 就学支援推進校は、学校からの申出に基づき、大阪府教育長が指定を行います。
- ◇ 参画を希望する学校は、申出書（様式指定あり）に、①学則、②生徒募集要項を添付して、大阪府私学課に提出してください。
- ◇ 就学支援推進校制度は、各学校の経営上の工夫を尊重し、生徒の受験形態やクラス編成に応じて、部分的に指定を受けることも可能です。

（手続きの流れ）

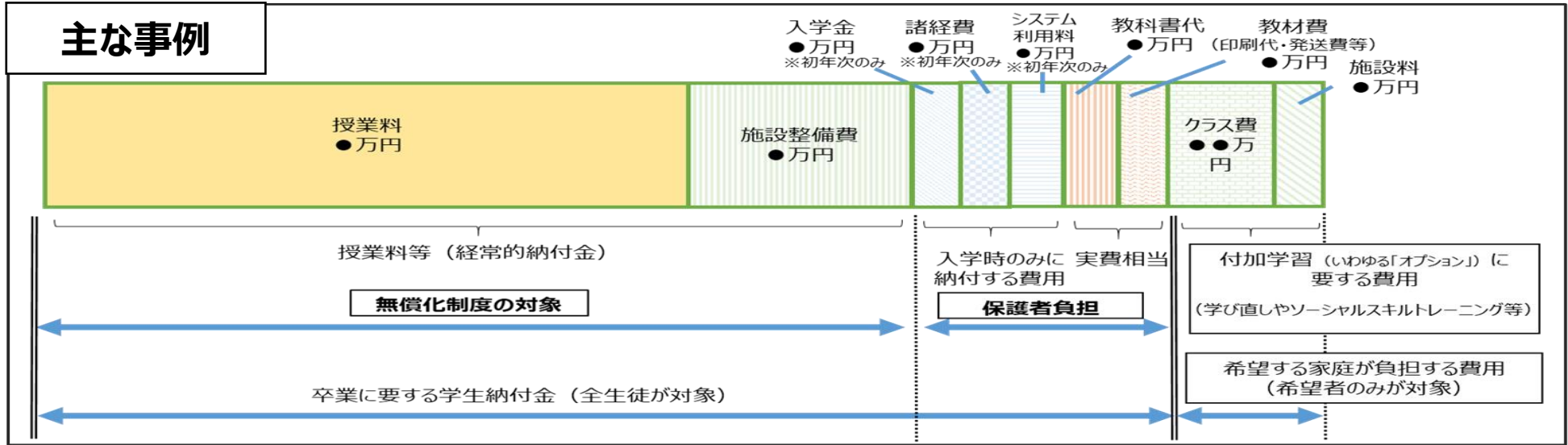


【指定の取消・辞退】

- （取消） ・就学支援推進校の指定要件（P14参照）を満たしていない場合は、当該学校と協議のうえ、指定を取消することがあります。
- （辞退） ・学校から就学支援推進校の指定を辞退することも可能です。
 - ・辞退の申出にあたっては、あらかじめ大阪府教育長との協議が必要です。
 - ・辞退にあたっては、次年度入学生の進路選択及び在校生の就学支援に支障が出ないようにするとともに、辞退申出後は、生徒募集の記載事項として明示し生徒・保護者に周知してください。

府授業料支援補助金の支援対象について

◇ 府授業料支援補助金は、保護者の経済的負担軽減の観点から、学則に記載されている納付金のうち、施設整備費、教育充実費など、名目の如何にかかわらず、授業料と同じく、生徒から一律に徴収している費用を経常的納付金として、支援対象としています。



対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業料 (特定のコースに係る費用を含む) ○ 施設整備費、教育充実費等 (授業料と同じく毎年度生徒が一律に納付するもの) ○ 実習費 (修学に必須であるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学料及び入学検定料等 (一時金として徴収する費用) ● PTA会費、生徒会費等 (学校以外の者が管理する費用) ● 学年費や修学旅行積立金等 (実費相当に係る費用) ● 特別講座費等 (一律ではなく選択した生徒のみが納付する費用)

授業料等の改定協議について(趣旨)

【趣旨】

- ◇ 就学支援推進校の指定を受けた場合、大阪府民である生徒にかかる授業料等の改定に当たっては**大阪府に事前協議が必要**となります。
- ◇ 改定協議の対象は、授業料のほか、すべての生徒から一律に徴収する経常的納付金です。
- ◇ 授業料改定は、原則として、①生徒の安心安全の確保、②教育内容の充実 を目的とするものであるかなど、学校経営の状況など総合的観点から、改定の是非を検証しています⇒20ページ参照

(参考) 授業料値上げの主な要因 (H31～R5) ※複数理由あり

要 因	学校数 (複数回答)
①施設整備・改修 (老朽化対策、耐震改修等)	4 2 校
②ICT環境整備	2 2 校
③教育内容の充実 (人材確保等)	1 5 校

大阪府が就学支援推進校に交付する授業料支援補助金は、標準授業料までを公費で支出することとなり、授業料の改定が府の財源に直接影響することから、授業料の改定にあたっては、その内容が適切なものであるかを確認するため協議を実施しています。

授業料等の改定協議について(要件等)

原則

・「生徒の安全安心」「教育環境の充実」を目的とした改定であること

Point 赤字補填等の理由は認められない。生徒が改定理由となる取組みの恩恵を享受できるか。

要件等

1. 改定年度の生徒が卒業年度当初までに投資事業を完了させること

Point 改定年度に入学する生徒が在学中に取組みを完了させる計画であるか。

2. 1に関わらず、校舎の建替え等の大規模事業の場合は、改定年度以後10年以内に投資事業を完了させること、かつ当該投資事業にかかる資金を第2号基本金に積み立てること

Point 値上げによる増収益を大規模事業への投資を前提として積み立てる計画となっているか。

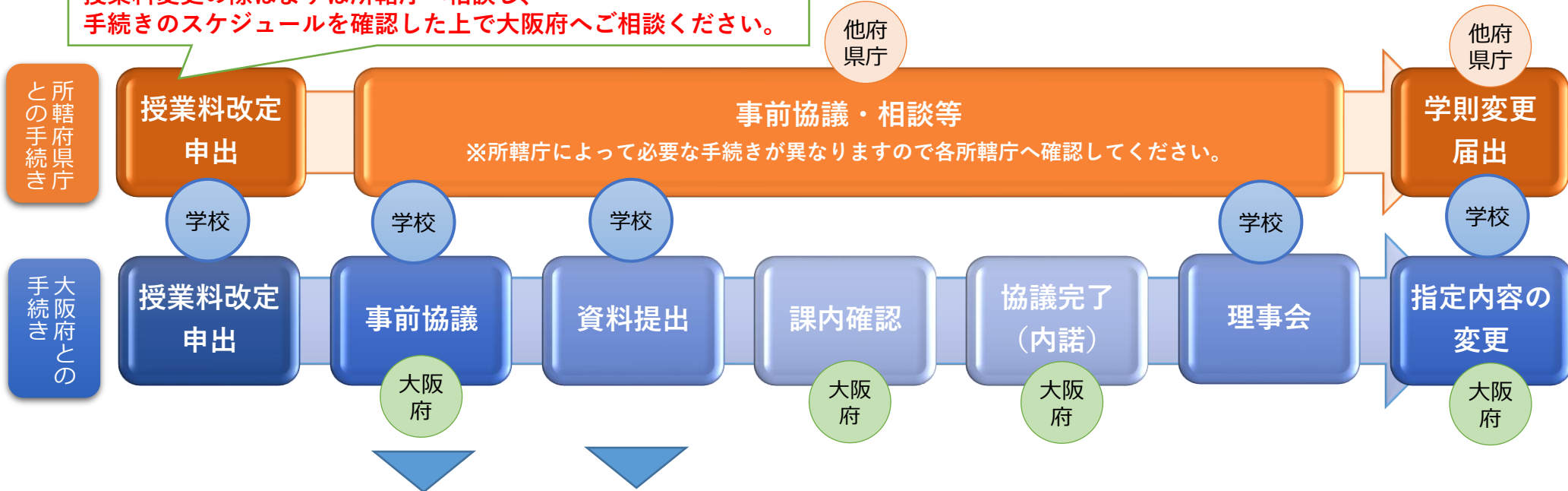
3. 授業料改定の理由となる投資事業にかかる費用の資金調達等計画書を作成すること

Point 計画する投資事業は実現性・実効性のある事業であるか。

投資事業の例：施設整備・改修（空調新設、トイレ改修、グラウンド芝生化）、校内ICT環境整備、教育内容の充実（特色ある授業を実施するための専任講師の雇用）など

授業料等の改定協議について(手続きの流れ)

授業料変更の際はまずは所轄庁へ相談し、
手続きのスケジュールを確認した上で大阪府へご相談ください。



・協議の進め方等説明
・改定の概要をヒアリング

<必要資料>
 ・事前協議シート
 ・生徒数推計シート
 ・資金調達等計画書
 ・見積書
 ・工程表
 ※その他必要に応じて資料を求めることがあります。

注意事項

- 事前協議～協議完了（内諾）までは2ヶ月程度要することが多いため、早めの申し出をお願いします。
- 協議完了（内諾）後に改定後の授業料について、学校HPや募集要項等での公表を可とします。
 ※別途所轄庁のルールがある場合はそちらに従ってください。
 ※広域通信制の高校については所轄庁にて学則変更の認可を受ける必要があります。
 ※大阪府にて授業料改定が認められても、所轄庁の認可が下りない場合も想定されますのでご注意ください。

新たに参画した場合の制度の適用状況について①

【R6年度に就学支援推進校への参画を表明した場合】

年度	R7	R8	R9
3年生	経過措置 (現高2[R5入学])	新制度 (現高1[R6入学])	新制度 (現中3[R7入学])
2年生	経過措置 (現高1[R6入学])	新制度 (現中3[R7入学])	新制度 (現中2[R8入学])
1年生	対象外 (現中3[R7入学])	新制度 (現中2[R8入学])	新制度 (現中1[R9入学])

(経過措置)

- ◇63万円を上限に補助
- ◇63万円を超える授業料は**保護者が負担**

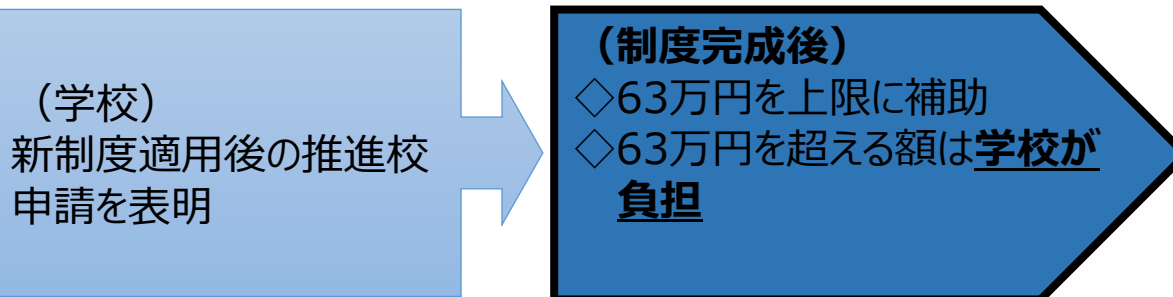
(制度完成后)

- ◇63万円を上限に補助
- ◇63万円を超える額は**学校が負担**

新たに参画した場合の制度の適用状況について②

【R7年度に就学支援推進校への参画を表明した場合】

年度	R7	R8	R9
3年生	対象外 (現高2 [R5入学])	新制度 (現高1 [R6入学])	新制度 (現中3 [R7入学])
2年生	対象外 (現高1 [R6入学])	新制度 (現中3 [R7入学])	新制度 (現中2 [R8入学])
1年生	対象外 (現中3 [R7入学])	新制度 (現中2 [R8入学])	新制度 (現中1 [R9入学])



授業料支援補助金の事務スケジュールについて

(R6年度の例) ※府外校・現時点での予定

月	生徒・保護者	学校	大阪府
4月		原則、就学支援金の申請が必要	
6月	● 補助金の申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒への申請リーフレット送付 ● 申請書の受付（提出期限は学校で設定） 	
7～9月		<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書のチェック（添付書類の確認） ● 所得判定 ※就学支援金の所得判定結果を利用 	
9月		<ul style="list-style-type: none"> ● 交付申請 [中旬] ● 補助金の請求（1回目） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付決定 ● 補助金の交付（1回目） 概算所要額の9割に当たる金額を交付
10月以降		● 生徒への認定結果通知	
2～3月		<ul style="list-style-type: none"> ● 変更交付申請（増減のある場合） ● 補助金の請求（増額になる法人のみ） ● 差額分の返納 	<ul style="list-style-type: none"> ● 変更交付決定 ● 補助金の交付（増額になる法人のみ） ● 返納通知（減額になる法人のみ） ● 残りの金額を概算払い
4月 (翌年度)		<ul style="list-style-type: none"> ● 実績報告 ● 差額分の返納（差額が生じた場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 額の確定 ● 返納通知

※事務の流れ及びスケジュールは、今後、要項や事務処理要項の改正に伴い変更となる可能性があります。